

21 その他

(1) 普及啓発施策

本県では、障害や障害者に対する正しい理解の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念を普及させるため、市町や関係団体などと連携して、普及啓発に努めています。

施策の種類	内容
障害者週間 (12月3日～9日) 根拠規定：障害者基本法第9条	<p>障害者基本法第9条では、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と定めています。</p> <p>この週間に合わせ、内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を実施するなど、障害者に対する理解の促進を図ります。</p>
身体障害者福祉大会 日時:令和7年10月24日(金) 場所:アゼリアおおたけ(大竹会館)(大竹市本町1丁目9-3)	<p>身体障害者と関係者等が集い、身体障害者福祉について研究協議し、関係者の表彰を行い、自立更生意欲を高めるとともに、広く県民に福祉思想の普及、啓発を図ります。</p>
知的障害者福祉大会 日時:令和7年11月30日(日) 場所:三原芸術文化センターポポロ(三原市宮浦2丁目1-1)	<p>知的障害者とその保護者や関係者等が集い、障害者福祉について研究し、関係者の表彰を行い、自立への意欲を高めるとともに、広く県民に福祉思想の普及、啓発を図ります。</p>
精神保健福祉普及運動 期間:例年10月の一週間	<p>地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進を図り、もって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ります。</p>
あいサポートプロジェクト ○あいサポート運動 ○あいサポートアート展 日時:令和7年10月28日(火)～11月2日(日) 場所:広島県立美術館 日時:令和7年12月23日(火)～12月27日(土) 場所:ふくやま美術館	<p>誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、福祉・企業・地域等の結びつきを強める「あいサポートプロジェクト」を実施しています。</p> <p>具体的には、県民に対する「あいサポート研修」や企業・団体へ出向く「出前講座」を通して様々な障害の特性や障害のある人が困っていることを理解し、ちょっとした配慮を実践していく運動を広げるとともに、「あいサポートメッセージ養成研修」及び「就労支援メッセージ養成研修」等を実施します。また、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行う「あいサポート企業・団体」を表彰します。さらに、アート展による障害への理解の向上を図ります。</p>

施策の種類	内容
世界自閉症啓発デー (4月2日) 発達障害啓発週間啓発週間 (4月2日～8日)	<p>平成19年12月18日に開催された国連総会において、カタル王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。</p> <p>さらに日本では、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」と位置付けています。</p> <p>この週間に合わせ、啓発シンボルカラーの「ブルー」でのライトアップ等の啓発イベントを実施し、障害者に対する理解の促進を図ります。</p>

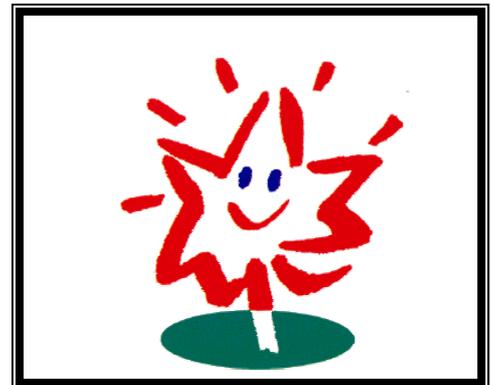
(2) 福祉のまちづくりの推進

本県では、真に豊かな福祉社会の実現を目指し、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげるため、『福祉のまちづくり条例』を制定(平成7年3月)しています。

この条例では、多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとしています。

また、県民運動として、「福祉のまちづくり」に積極的に取り組む県民意識の高揚を図るため、各種団体、公共交通機関、学識経験者、行政などで組織される「広島県福祉のまちづくり推進協議会」を必要に応じて開催し、「福祉のまちづくり」に関する広報・普及啓発活動を推進しています。

広島県福祉のまちづくりシンボルマーク



【制作意図】

県の木と花モミジをモチーフに、太陽にイメージを重ね、すべての人々が心豊かに、安全で快適な暮らしを謳歌している姿をデザインし、福祉のまちづくりの躍動感、輝きを表現。

—広島県福祉のまちづくり条例で定められているもの—

【対象】

多数の人が利用する建築物、道路、公園(これらを「適用施設」といいます。)を対象としています。また、新設、既設を問いません。

《主な適用施設》

用途等	規模
老人福祉センター、病院、学校、集会施設、劇場、郵便局、銀行、ホテル、環境衛生施設、官公庁の施設、駅舎、道路、都市公園、港湾緑地 等	すべて対象
物品販売業を営む店舗等(百貨店、展示場等)、飲食店 等	300㎡以上のもの
遊技場、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、路外駐車場 等	500㎡以上のもの
共同住宅、寄宿舎、下宿	51戸(室)以上のもの
事務所、工場	3,000㎡以上のもの

【整備基準】

障害者や高齢者などハンディキャップがある人を含めたすべての人が、安全かつ容易に施設を利用できるようにするため整備基準を定めています。

たとえば、次のようなことが定められています。

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ○スロープや手すりを設けること | ○視覚障害者誘導用ブロックを敷くこと |
| ○障害者等が利用しやすいトイレやエレベーターを設けること | ○通路を車いすで通行しやすい幅にすること |

【事前協議等】

適用施設を新設・建築する場合には、整備基準に適合しているかどうかを事前に市町へ協議してください。

(3) 点字、手話、音声コード、身体障害者補助犬について

◆点字

点字とは、視覚障害者が、指先を使って読む触読文字のことで、縦3点、横2点の6点の組み合わせで作る表音文字です。母音を表す部分と子音を表す部分によって構成され、かな、数字、アルファベット、各種の符号等を表すことができます。

点字を読む場合は、左から右へ、凸面を指先で読んでいきます。

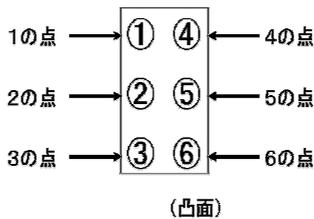
点字を書くには、点字器、タイプライター、パソコン等があります

パソコン点訳ソフトは、ローマ字やかな入力もできます。パソコンで入力した場合は、点字プリンターで、点字を打ち出します。

※視覚障害者に対して、点字図書・録音図書等の貸出しなどを行っています。

広島県立視覚障害者情報センター	広島市東区戸坂千足二丁目1-5
HP http://www.hirotten.jp/	開館 9:00~17:00
	休館 土曜日、祝祭日、年末年始、図書整理日(月末日)
	電話番号 082-229-7878 FAX番号 082-229-7909

点字の一つの単位を「マス」といいます。



表示母音(あ、い、う、え、お)は、①、②、④の点で表します。

あ	い	う	え	お
● -	● -	● ●	● ●	- ●
- -	● -	- -	● -	● -
- -	- -	- -	- -	- -

(凸面)

◆手話

手話は、聴覚障害者が同じ障害のある人や周りの人とのコミュニケーション手段として、日常的に使われている言葉です。

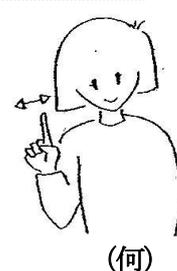
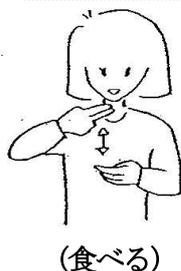
手の動きはもとより表情、視線なども手話の大切な要素です。

手話のほかには、筆談、身振り、相手の口の動きを読み取る口話、空間に文字を書く空書、指文字などのコミュニケーション手段があります。

※聴覚障害者に対して、字幕入りビデオの貸出しなどを行っています。

広島県聴覚障害者センター	広島市南区皆実町1-6-29(県健康福祉センター)
http://hiro-chokaku.jp/	開館 9:00~17:00
	休館 月曜日、祝祭日、年末年始
	電話番号 082-254-0085 FAX番号 082-254-0087

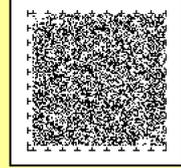
たとえば、「好きな食べものは何ですか。」を手話で表現すると...



◆音声コード

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、二次元シンボルのことです。音声コード（縦横18mmの大きさ）には、日本語で約800文字のテキストデータが格納できます。Wordで作成した文書について、専用ソフトにより音声コード化することができます。

⇒ 音声コード



音声コード化された文書については、視覚障害者用活字文書読上げ装置及びスマートフォン用アプリ等を用いることによって、音声で読み上げることができます。（ただし、複写された文書については読上げができない可能性があります。）

◆身体障害者補助犬

身体障害者補助犬は、目や耳、からだの不自由な人をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

- 盲導犬：目の見えない方、見えにくい方を、安全に歩けるようにサポートします。
- 聴導犬：音が聞こえない方、聞こえにくい方に必要な生活音を知らせます。
- 介助犬：手や足に障害のある方の日常生活動作をサポートします。

【身体障害者補助犬法】

身体障害者補助犬の育成や、身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることで、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

この法律では、身体障害者補助犬を育成する事業者や、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めています。

また、公共施設、公共交通機関及びデパート、レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。



身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク

○身体障害者補助犬を見かけたら・・・

ハーネス等を着用している時は仕事中です。勝手に犬に近づいてなでたり、大声で騒いだり、食べ物を与えたりせず、温かく見守ってください。

障害のある方が補助犬と同伴中であっても、困っている様子を見かけた場合は「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてください。補助犬の存在を特別扱いするのではなく、自然に受け入れられる社会を築いて行くことが、障害者と補助犬の本当の意味での社会参加につながっていくのです。

※ハーネスとは、盲導犬がつけているハンドルのついた胴輪のことです。

○補助犬の同伴・使用に関する相談窓口

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島県健康福祉局障害者支援課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3155	082-223-3611
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2147	082-504-2256
福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1062	084-928-1730
呉市福祉保健部障害福祉課	737-8501	呉市中央4-1-6	0823-25-3135	0823-25-2522

(4) サポートファイルについて

(心をつなぐサポートファイルひろしま^{ゆい}結愛 ~y u i~)

サポートファイルは、障害のある人の生育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。平成20年度に県内統一モデル様式作成し、市町の窓口で希望者に対して配付をしています。

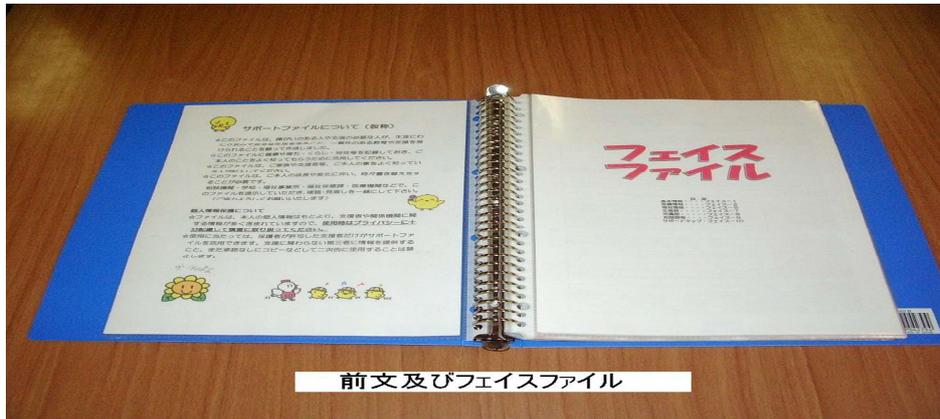
サポートファイルは発行後約10年以上を経過しており、その間の障害福祉施策改正内容の反映や、様々な障害特性に応じて活用できるよう項目の追加等の見直しを行い、令和2年度改定版を広島県ホームページに掲載しました。

サポートファイルは、基本的には保護者が可能な範囲で必要な箇所から記入して作成し、必要に応じて、医療、教育、福祉の関係機関等に必要な箇所を提示し、必要な情報を効率的に支援者に伝えます。

サポートファイルを活用することにより、成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての障害者本人に関する情報の整理が可能になることや、保護者が病院、学校、福祉施設などで同じ説明を繰り返さなければならない状況の改善につながるとともに、詳細な情報を正確に伝えることができます。また、保護者の監護能力が低下したときや死亡したとき等に、支援者に対して必要な情報の伝達ができるなど、障害のある人の理解の促進につながり、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられます。

(サポートファイルの様式の詳細は、次のホームページを御覧ください。)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/supportfile.html>



前文及びフェイスファイル

(5) 労災特別介護施設（ケアプラザ）について

労災特別介護施設（ケアプラザ）は、労働災害による重度の障害、傷病で労災年金を受給することになった方々に安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8箇所に設置した施設です。一般財団法人労災サポートセンターが運営を受託し、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。詳しくはホームページ(<https://www.rousaisc.or.jp>)をご覧ください。

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
広島労災特別介護施設 (ケアプラザ呉)	〒737-0923 呉市神山二丁目1-15	0823-34-5577	0823-30-1888

(6) 交通事故被害者援護制度

重度後遺障害者のための制度

(1) 介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に**重度の後遺障害**が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

特I種（下限額）99,810円～（上限額）226,330円

I種（下限額）85,390円～（上限額）177,950円

II種（下限額）42,700円～（上限額）88,980円

(2) 短期入院・短期入所

支給資格の認定を受けた方が、施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

(3) 療護施設の設置・運営

自動車事故による**重度後遺障害者**（遷延性意識障害）のための専門病院（療護施設）を設置・運営しています。（入院期間は概ね3年間）

(4) 交通遺児等貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、**重い後遺障害**を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象になります。

○相談窓口

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
独立行政法人自動車事故対策機構 広島主管支所	〒733-0036 広島市西区観音新町2丁目4-25	082-297-2255	082-297-2251

※支給資格の認定により異なります。

支給対象や申請方法など詳しいことはNASVAホームページ(<https://www.nasva.go.jp>)をご覧ください。

(7) 障害者に関するマーク

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

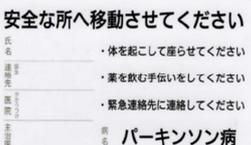
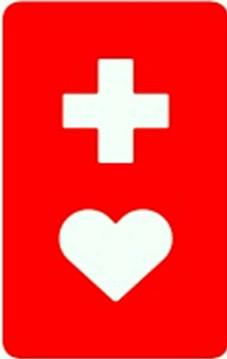
障害には、身体内部や聴覚の障害など、外見では分からないものもあるため、障害者が誤解を受けたり、我慢を強いられることもあります。

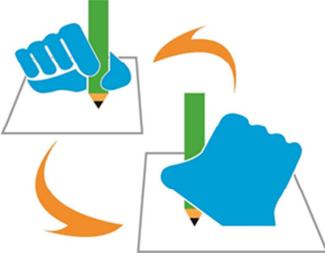
これらのマークを見かけたときは、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、マークの使用や入手方法については、各団体に確認してください。

マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>障害者のための国際シンボルマーク</p>	<p>障害のある人が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定して使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (ホームページ) https://www.jsrpd.jp/ 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>
 <p>身体障害者標識</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する普通自動車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>広島県警察本部交通部交通企画課 電話 082-228-0110 各警察署交通課</p>
 <p>聴覚障害者標識</p>	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する準中型自動車及び普通自動車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>広島県警察本部交通部交通企画課 電話 082-228-0110 各警察署交通課</p>
 <p>盲人のための国際シンボルマーク</p>	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 (メールアドレス) welblind@nifty.com</p>

マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>耳マーク</p>	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (ホームページ) https://www.zennancho.or.jp/</p>
 <p>オストメイト/オストメイト用設備マーク</p>	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。</p>	<p>公益社団法人日本オストミー協会 (ホームページ) http://www.joa-net.org/ 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 (ホームページ) https://h-plus-hp.normant.net.ne.jp/</p>

マーク・名称	マークの意味	関係機関
<p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 	<p>パーキンソン病患者は、薬の効果がなくなり急に動けなくなることがあります。「ウェアリングオフ症状」と言います。このカードを持った人が動けないのを見かけたら、何か手助けを必要としていないか進んで声を掛けて下さい。</p> <p>「外見からは援助を必要としていることがわからない人」でも、援助を必要としていることを示すカードです。</p>	<p>全国パーキンソン病友の会・ 広島県支部</p>
 <p>サポートマーク</p>	<p>内部障害、聴覚障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、義足や人工関節を使用している人など「外見からは援助を必要としていることがわからない人」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを示すマークです。このマーク（キーホルダー）の配布については、右記へ問い合わせてください。</p>	<p>山口県健康福祉部障害者支援課 電話 083-933-2760 (メールアドレス) a14100@pref.yamaguchi.lg.jp (ホームページ) http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/aisapo/supportmark.html</p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです（JIS規格）。このマークの県内での配布については、右記へ問い合わせてください。</p>	<p>広島県健康福祉局障害者支援課 電話 082-513-3157 FAX 082-223-3611 (メールアドレス) fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp (ホームページ) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/helpma-kuhelpka-do.html</p>
 <p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613 (ホームページ) https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html</p>

マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>手話マーク</p>	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟</p> <p>電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p> <p>(ホームページ) https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854</p>
 <p>筆談マーク</p>	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	